

## 2 野生生物による生態系・生活への影響とその対策 【自然環境課】

### (1) 特定外来生物について

特定外来生物とは、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」によって国が指定している、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害をおよぼす、またはそのおそれがある海外起源の外来生物です。令和5年9月1日時点で159種類が指定されており、ヒアリ類、オオクチバス、ウシガエル、カミツキガメ、アライグマなどが挙げられます。特定外来生物は、飼育・栽培、放出、生きた個体の運搬、販売等が規制され、違反した場合の罰則が設けられています。令和5年度には、アカミミガメとアメリカザリガニが、規制の一部を適用除外（飼育等については許可や届出等は不要）とする条件で新規指定されました（条件付特定外来生物）。



アカミミガメ



アメリカザリガニ

#### ◆ 県内の特定外来生物の状況

県内では、野外で未定着のものも含め、23種（動物14種、植物9種）の特定外来生物が確認されています。オオクチバスやオオキンケイギク、今回新規指定されたアカミミガメやアメリカザリガニなど、県内広域に分布拡大してしまっている特定外来生物もいます。

#### ◆ 特定外来生物への対応

県では、希少な動植物が生息・生育している地域において、土地の管理者や自然再生団体等と連携・協力して外来生物の防除に取り組んでいます。また、市町でも、河川敷・道路敷・ため池など身近な場所で、地域住民や関係団体などとともに防除等の取組みを行っています。三方五湖では、市民参加型でアカミミガメの継続的な駆除活動、北潟湖では、行政や関係団体による、アメリカザリガニ・ウシガエル・オオフサモなどの駆除や、市民参加型での湖畔のオオキンケイギクの駆除が行われています。

これ以外にも、県内各地で学校での環境学習や地域の清掃活動の中で、特定外来生物の駆除活動が行われています。特定外来生物対策には、こうしたボランティア等での地道な取組みが欠かせません。県では特定外来生物による生態系等への影響や、特定外来生物を見かけたときの対応などについて、県のホームページ等で普及啓発を進めています。



三方五湖でのアカミミガメ捕獲・駆除



北潟湖での  
オオキンケイギク駆除

## (2) ツキノワグマ出没対応訓練

## ◆ 福井県のクマの出没状況

クマは、冬眠前の秋に、食糧を求めて動きが活発化しますが、クマの食糧となるドングリ類（ブナ、ミズナラ）の実りが不良の年には山際の集落だけではなく、平野部の市街地など、クマが通常生息しない場所にも現れるケースが認められます。

令和5年の秋は、全国的にクマの人里への出没が増加し、令和5年11月末時点でクマによる人身被害の発生件数は193件（212人うち死亡6人）で、統計のある平成18年以降最多ペースとなっています。福井県でもブナやミズナラの作柄不良により、大量出没が発生し、11月末までの出没件数※は、令和4年度の約2.2倍となる702件で、2件2名の人身被害が発生しました。

（※市町や警察に通報のあった目撃、痕跡、捕獲、人身被害の合計）

## ◆ クマ市街地出没時の行政の対応と課題

市街地にクマが出没した際、自治体や警察には、住民の安全を守り、速やかに事態を収束させる対応が求められます。その選択肢としては、クマが山に帰るまで地域住民が自宅に退避することや追い払い、わなを使った捕獲などが挙げられますが、クマの動きを制御することは極めて難しく、時間もかかります。一方、市街地での猟銃の使用は安全面からクマに襲われる危険が生じた場合に、警察官の命令や従事者自身の緊急避難を除き、法律で禁止されています。

実際の市街地出没対応では、クマや現場の状況に応じて迅速で安全な方法を検討しながら対応するため、出没対応にあたる市町の担当者、警察官、市町の有害鳥獣捕獲隊員（市町が猟友会から選抜）が法令や役割分担を理解し、連携する体制を構築しておくことが重要となっています。

## ◆ 訓練

そこで、県では令和4年度から、住民の安全を確保しつつ、法令遵守のもと安全にスムーズな対応ができるよう、関係者の役割や連携体制、現場での動きを確認する出没対応訓練を開始しました。

訓練は、市町単位で開催することとしており、令和5年度までに6市町で訓練を実施してきました。訓練の内容は、①座学での関係法令や過去の対応の研修、②机上での対応方針のシミュレーションと③実地でのクマの搜索と対峙（包囲、追い出し、追い払いの方法等）、捕獲演習を行うことで、市町、警察、有害鳥獣捕獲隊の動きや連携体制を確認しています。

訓練でのクマ出没のシチュエーションは事前に関係者と打ち合わせを行い、市町ごとの課題を反映した訓練となるように調整します。例えば、坂井市とあわら市の合同訓練では、市境でのクマの出没を想定し、行政界を超えて役場や警察署がどのように捕獲隊に捕獲の許可や命令を出すのかを確認することとしました。また、鯖江市での訓練では、役所内の対策本部と現地本部、搜索班の離れた3か所での情報伝達や指揮系統の確認を盛り込みました。

今後も、市町の要望に応じて順次訓練を実施し、クマの市街地出没に対し迅速な事故防止対策を図っていきます。



机上訓練の様子



実地訓練の様子  
（現地本部で対応方針協議）



実地訓練の様子  
（搜索班がクマ役を発見し捕獲）